

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案概要(1)

～石綿含有保温材、耐火被覆材等による石綿ばく露防止対策の強化～

改正の趣旨

- (1) 現行では、建築物等の吹付け石綿等(いわゆるレベル1)が損傷、劣化等し、労働者が粉じんにはく露するおそれがある場合には、事業者等が次の措置を講ずることとされている(第10条)。
- ① 労働者が就業する建築物等:吹付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
 - ② 労働者が臨時に就業する建築物等:呼吸用保護具等を使用させる
 - ③ 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等:貸与者が①の措置
- (2) 国土交通省が実施した調査において、煙突内の石綿含有断熱材(いわゆるレベル2)が著しく劣化している場合に、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維(9f/L)の飛散が確認された。

➡ 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)の劣化による石綿等へのばく露防止対策の強化が必要

改正の内容

※建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議 平成26年2月取りまとめ

① 石綿等が使用されている建築物等について

労働者を就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある場合にも、上記(1)①～③の措置を講ずることとする。

② 封じ込め・囲い込み作業について

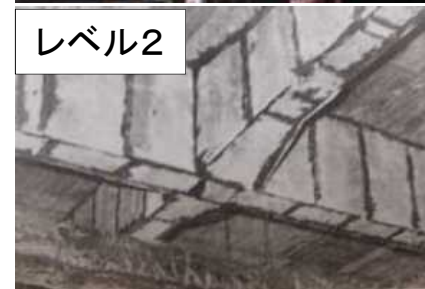
保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)の封じ込め・囲い込みの作業に労働者を従事させる場合には、吹付け石綿等(いわゆるレベル1)の封じ込め・囲い込みの作業を行う場合と同等の措置(※)を講ずることとする

※事前調査の実施(第3条)、作業計画の策定(第4条)等

レベル1



レベル2



施行期日等

平成26年6月1日施行(施行日に現に行っている作業等について、所要の経過措置。)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案概要(2)

～隔離した作業場所からの石綿等の漏えい防止対策の強化～

改正の趣旨

- (1) 現行では、建築物等の吹付け石綿等の除去等の作業を行う場合に、作業場所の隔離、前室の設置、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用等の措置を事業者に義務付けている(第6条)。
- (2) 東日本大震災被災地で行われた石綿等除去作業の気中濃度のモニタリング調査の結果では、解体工事現場の約1割で、隔離空間外部への石綿の漏えいが確認された。
※ 平成23年度は69現場中6現場、平成24年度は50現場中4現場で漏えいが確認された。
- (3) 主な漏えい箇所は、前室の出入口と集じん・排気装置の排気口であった。

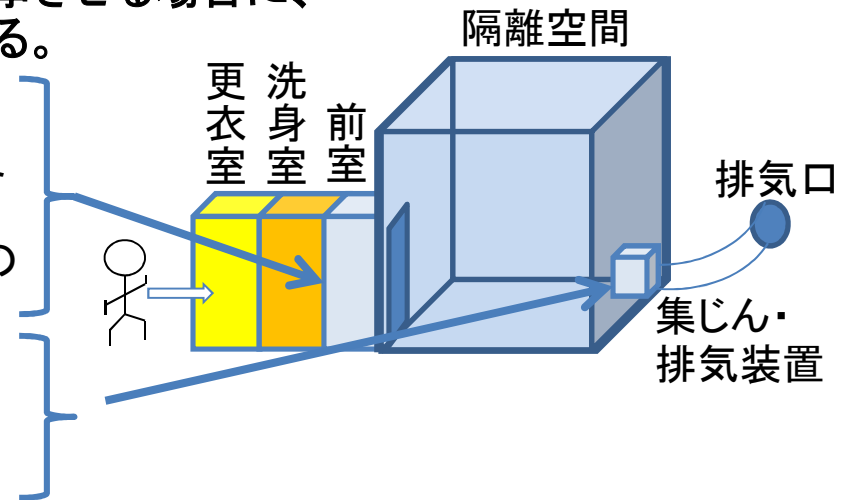
➡ **隔離した作業場所からの石綿の漏えい防止対策の強化が必要**

※建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議 平成26年2月取りまとめ

改正の内容

吹き付けられた石綿等の除去等の作業に労働者を従事させる場合に、事業者が講ずべき措置として、新たに次のものを加える。

- ① 前室に加え、洗身室と更衣室を設置
- ② 前室を負圧に保ち、その日の作業開始前に前室の負圧状態を点検
- ③ 前室の負圧が確認できない時は、集じん・排気装置の増設等の措置
- ④ 集じん・排気装置の排気口で漏えいの有無を点検
- ⑤ 排気口からの漏えい時は装置の補修等の措置



施行期日等

平成26年6月1日施行(施行日に現に行っている作業については、①は適用しない。)